

●その他の審査項目（W）

後述のW<sub>1</sub>～W<sub>8</sub>で算出した点数を用い、以下の計算式からWを求める

$$W = (W_1 + W_2 + W_3 + W_4 + W_5 + W_6 + W_7 + W_8) \times 10 \times 190 / 200$$

※上記計算結果において、評点が0に満たない場合は0点とみなす

◆労働福祉の状況（W<sub>1</sub>）

- |                            |                                        |                                                              |
|----------------------------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 1) 建設業退職金共済制度への加入          | } 1)～3)の中で<br>該当する項目の数・・Y <sub>1</sub> | } W <sub>1</sub> = Y <sub>1</sub> × 15 - Y <sub>2</sub> × 30 |
| 2) 退職一時金制度若しくは企業年金制度の導入    |                                        |                                                              |
| 3) 法定外労働災害補償制度への加入         |                                        |                                                              |
| 4) 雇用保険未加入（適用除外を除く）        | } 4)～5)の中で<br>該当する項目の数・・Y <sub>2</sub> |                                                              |
| 5) 健康保険・厚生年金保険未加入（適用除外を除く） |                                        |                                                              |

◆建設業の営業継続の状況（W<sub>2</sub>）

$$W_2 = W_{21} + W_{22}$$

建設業の営業年数（W<sub>21</sub>）

営業年数	点数	営業年数	点数	営業年数	点数	営業年数	点数	営業年数	点数	営業年数	点数
35年以上	60	29年	48	23年	36	17年	24	11年	12	5年以下	0
34年	58	28年	46	22年	34	16年	22	10年	10		
33年	56	27年	44	21年	32	15年	20	9年	8		
32年	54	26年	42	20年	30	14年	18	8年	6		
31年	52	25年	40	19年	28	13年	16	7年	4		
30年	50	24年	38	18年	26	12年	14	6年	2		

※平成23年4月1日以降、民事再生手続又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、終結決定を受けてからの営業年数。

民事再生法又は会社更生法適用の有無（W<sub>22</sub>）

民事再生法又は会社更生法の適用の有無	点数
有	-60
無	0

※平成23年4月1日以降の申立てに係る再生又は更生手続の決定を受け、かつ、手続終結の決定を受けていない場合「有」。

◆防災協定締結の有無（W<sub>3</sub>）

防災協定締結の有無	点数
有	15
無	0

◆法令遵守の状況（W<sub>4</sub>）

法令遵守の状況	点数
無	0
指示をされた場合	-15
営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合	-30

◆建設業の経理の状況 (W<sub>5</sub>)

$$W_5 = W_{51} + W_{52}$$

◇監査の受審状況 (W<sub>51</sub>)

監査の受審状況	点数
会計監査人の設置	20
会計参与の設置	10
経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	2
無	0

◇公認会計士等数 (W<sub>52</sub>)

公認会計士、会計士補、税理士、1級建設業経理士等の数×1 + 2級建設業経理士の数×0.4

上記で算出された数値を以下の表に照らし合わせ、W<sub>52</sub>を求める

年間平均完成工事高	公認会計士、会計士補、税理士、建設業経理士等の数の数値 (W <sub>52</sub> )					
	13.6以上	10.8以上 13.6未満	7.2以上 10.8未満	5.2以上 7.2未満	2.8以上 5.2未満	2.8未満
600億円以上	8.8以上	6.8以上 8.8未満	4.8以上 6.8未満	2.8以上 4.8未満	1.6以上 2.8未満	1.6未満
150億円以上 600億円未満	4.4以上	3.2以上 4.4未満	2.4以上 3.2未満	1.2以上 2.4未満	0.8以上 1.2未満	0.8未満
40億円以上 150億円未満	2.4以上	1.6以上 2.4未満	1.2以上 1.6未満	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	0.4未満
10億円以上 40億円未満	1.2以上	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	—	—	0
1億円以上 10億円未満	0.4以上	—	—	—	—	0
1億円未満						
点数	10	8	6	4	2	0

◆研究開発の状況 (W<sub>6</sub>)

平均研究開発費の額より下の表からW<sub>6</sub>を求める

平均研究開発費の額	点数	平均研究開発費の額	点数	平均研究開発費の額	点数
100億円以上	25	15億円以上 16億円未満	16	6億円以上 7億円未満	7
75億円以上 100億円未満	24	14億円以上 15億円未満	15	5億円以上 6億円未満	6
50億円以上 75億円未満	23	13億円以上 14億円未満	14	4億円以上 5億円未満	5
30億円以上 50億円未満	22	12億円以上 13億円未満	13	3億円以上 4億円未満	4
20億円以上 30億円未満	21	11億円以上 12億円未満	12	2億円以上 3億円未満	3
19億円以上 20億円未満	20	10億円以上 11億円未満	11	1億円以上 2億円未満	2
18億円以上 19億円未満	19	9億円以上 10億円未満	10	5000万円以上 1億円未満	1
17億円以上 18億円未満	18	8億円以上 9億円未満	9	5000万円未満	0
16億円以上 17億円未満	17	7億円以上 8億円未満	8		

◆建設機械の所有及びリース台数 (W<sub>7</sub>)

建設機械の保有台数より下の表からW<sub>7</sub>を求める

保有・リース台数	点数	保有・リース台数	点数	保有・リース台数	点数
15台以上	15	9台	9	3台	3
14台	14	8台	8	2台	2
13台	13	7台	7	1台	1
12台	12	6台	6	保有・リースなし	0
11台	11	5台	5		
10台	10	4台	4		

※評価対象は、建設機械抵当法二条に規定する「建設機械」のうち、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル。

◆国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 (W<sub>8</sub>)

ISO規格登録の状況	点数
ISO9001とISO14001の両方登録	10
ISO9001のみ登録	5
ISO14001のみ登録	5
無	0

※登録範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られている場合は対象外。